

ひとり親家庭等 サポートブック



このサポートブックは、ひとり親家庭等の方、現在離婚についてお悩みの方、ひとりでの出産や子育てをむかえる方に、さまざまな支援サービスや制度を分かりやすくお伝えすることを目的としています。

四国中央市 福祉部 こども家庭課



はじめに



◆ ひとり親家庭とは

次のいずれかに該当する方で、20歳未満の子どもを扶養している家庭をいいます。
なお、事実上婚姻関係と同様の状態にある場合を除きます。

- ・ 配偶者が死亡した方
- ・ 配偶者と離婚した方
- ・ 配偶者の生死が不明の方
- ・ 配偶者から遺棄されている方
- ・ 配偶者が心身の障がいにより働けない方
- ・ 婚姻によらないで母(父)となった方
- ・ 配偶者が外国にいるか、拘禁されているため、その扶養が受けられない方 など

◆ 寡婦とは

かつて母子家庭の母であった方で、現在お子さんが成人し、かつ配偶者のいない状況にある方をいいます。

ご相談ください

こども家庭課 0896-28-6027

◇ 子育て支援係

母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭等で抱えている様々な悩みごとの相談相手となり、問題解決のお手伝いやアドバイスをしています。

- ・ 離婚前相談、養育費取得や取り決め方法
- ・ 死別や離婚後のひとり親家庭の生活に関する相談全般
- ・ 利用できる各種手当、手続き、制度についての案内
- ・ こどもの高校・大学などの修学費用やひとり親の技能習得費用、その他貸付に関する相談
- ・ 資格取得、職業訓練、求職活動に関する相談

◇ こども家庭センター(令和7年4月～)

こども家庭センターは、市内にお住まいの全ての妊産婦、0～18歳までの子ども、そのご家庭が、安心安全に生活できるよう、妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない支援に取り組んでいます。保健師、社会福祉士、保育士、家庭相談員が相談に応じます。



こども家庭センター

このサポートブック中の母子家庭・父子家庭・寡婦とは母子及び父子並びに寡婦福祉法によるものです。

目次



1. 年齢別の主な支援制度	1
2. 離婚前に知っておきたいこと	2
3. 離婚時に決めておくこと	3
4. 離婚の流れ	4
5. 未婚で出産・子育てをむかえる方へ	5
6. 死別によりひとり親になった方へ	5
7. 離婚後の手続きについて	6-7
8. 主な支援制度一覧	8-10
9. 相談窓口一覧	11



1. 年齢別の主な支援制度

		就学前		小学校	中学校	高校	大学等		
		0~2歳	3~6歳				20歳未満	20歳以上	
手 当	P8	児童手当							
		児童扶養手当						※1	
		特別児童扶養手当							
		災害遺児福祉手当							
助 成		特定者用定期乗車券制度							
		就学援助制度							
養育費確保		公正証書等作成促進補助金交付制度						※2	
生計・就労 スキルアップ	P9	母子父子寡婦福祉資金貸付制度						※2	
		自立支援教育訓練給付金支給制度							
		高等職業訓練促進給付金支給制度							
		母子・父子自立支援プログラム策定事業							
		ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援制度						※2	
医 療	P9	ひとり親家庭医療費助成制度						※2	
		こども医療費助成制度							
税の減免	P10	税法上のひとり親・寡婦						※2	

※ 1 お子さんに一定の障がいがある場合は延長あり

※ 2 20歳以上のお子さんは一部除外あり

2. 離婚前に知っておきたいこと



～ 大切なお子さんのために ～

お子さんにとって両親の離婚はとても大きなできごとです。

離婚してもお子さんにとってはお父さん、お母さんであることに変わりはありません。

お子さんが健やかに成長していけるよう、あらかじめお子さんの視点に立つて

「知っておきたいこと」や「考えておきたいこと」があります。

こどもの気持ち

一方の親を失くすことは、それがどのような事情であっても、こどもの心に大きな痛手を与えます。例え小さなこどもでも、わからないなりにいつもと違うことへの不安、寂しさなどを感じます。親には親の苦しみや悲しみがありませんが、こどもの気持ちが親と同じ気持ちとは限りません。実は見かけとは違う気持ちをもっているのに、隠しているのかもしれないし、自分の気持ちをうまく表現できずにいるのかもしれない。こどもの気持ちを、できるだけこどもの立場に立って理解してあげたいものです。



～ 養育費・親子交流(面会交流) ～

養育費や親子交流(面会交流)は、お子さんのためのものです。

離婚をする時には、養育費や親子交流(面会交流)について、取り決めておくことが大切です。

民法では、離婚協議の際には、お子さんの親権者や監護者だけでなく、養育費や親子交流

(面会交流)の分担についても定めることとされ、その取り決めは「こどもの利益を最も優先し、

考慮しなければならない」と、されています。まず、お父さんお母さんで話し合しましょう。

◆ 養育費とは

お子さんの監護や教育のために必要な費用のことをいいます。

一般的にはお子さんが経済的・社会的に自立するまでに要する費用を意味し、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれにあたります。養育費の金額、支払期間、支払時期、振込先などを具体的に決めておくといでしょう。また、後に取り決め内容について争うことのないよう、口約束ではなく、書面(公正証書等)を作成しましょう。なお、養育費の金額は話し合っで決めることとなりますが、裁判所が公表している「算定表」を目安にすることができます。



こどもの養育に
関する合意書作成の
手引きと Q&A



養育費・親子交流
相談支援センター

◆ 親子交流(面会交流)とは

お子さんと離れて暮らしている父母の一方がお子さんと定期的、継続的に会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流することをいいます。

親子交流(面会交流)の内容、場所、頻度は、こどもが安心して交流を楽しめるようこどもの年齢や健康状態、生活状態などを考えながら、無理のないように決めることが大切です。



3. 離婚時に決めておくこと

◆ 親権者

親権者は、子どもを守り育て、教育し、子ども名義の財産がある場合には、これを管理することになります。これに加え、親権には、子どもが契約する場合の「法定代理人」の立場も含まれています。

一般的には子どもを引き取り育てる側が親権者と監護者を兼ねていますが、親権の「身上監護権」の部分を切り離して、親権者とは別に監護者を定めることもできます。

※令和6年5月に、親権・養育費・親子交流等に関するルールが改正されました。

この法律は、令和8年5月までに施行されます。



民法等の一部を改正する法律（父母の離婚後等の子の養育に関する見直し）について

◆ 子の氏(名字)

父母が離婚をして、父母のいずれかが婚姻前の氏に戻ったとしても、子どもの氏は父母の婚姻時のままです。これは、親権者となった方の氏が変わった場合でも同じです。子どもの氏を変更する場合には、親権者が申立てをして家庭裁判所の許可を得た後、市役所へ戸籍の届出が必要です。

◆ 財産分与

離婚するとき、夫婦が協力して得た財産を公平に分配することです。財産分与の対象となるものは、現金が最も多く、全体の半分以上を占めています。次に土地や住宅などの不動産、車や家具、債権などの動産となります。

財産分与は、離婚後2年を経過すると請求ができなくなります。また、借金などマイナスの財産も対象になりますので、注意が必要です。

◆ 慰謝料

夫婦の一方の有責行為(不法行為)のため離婚することになった場合は、慰謝料を請求できる場合があります。請求したとしても必ず認められるものではなく、夫婦の状況により異なります。

◆ 年金分割

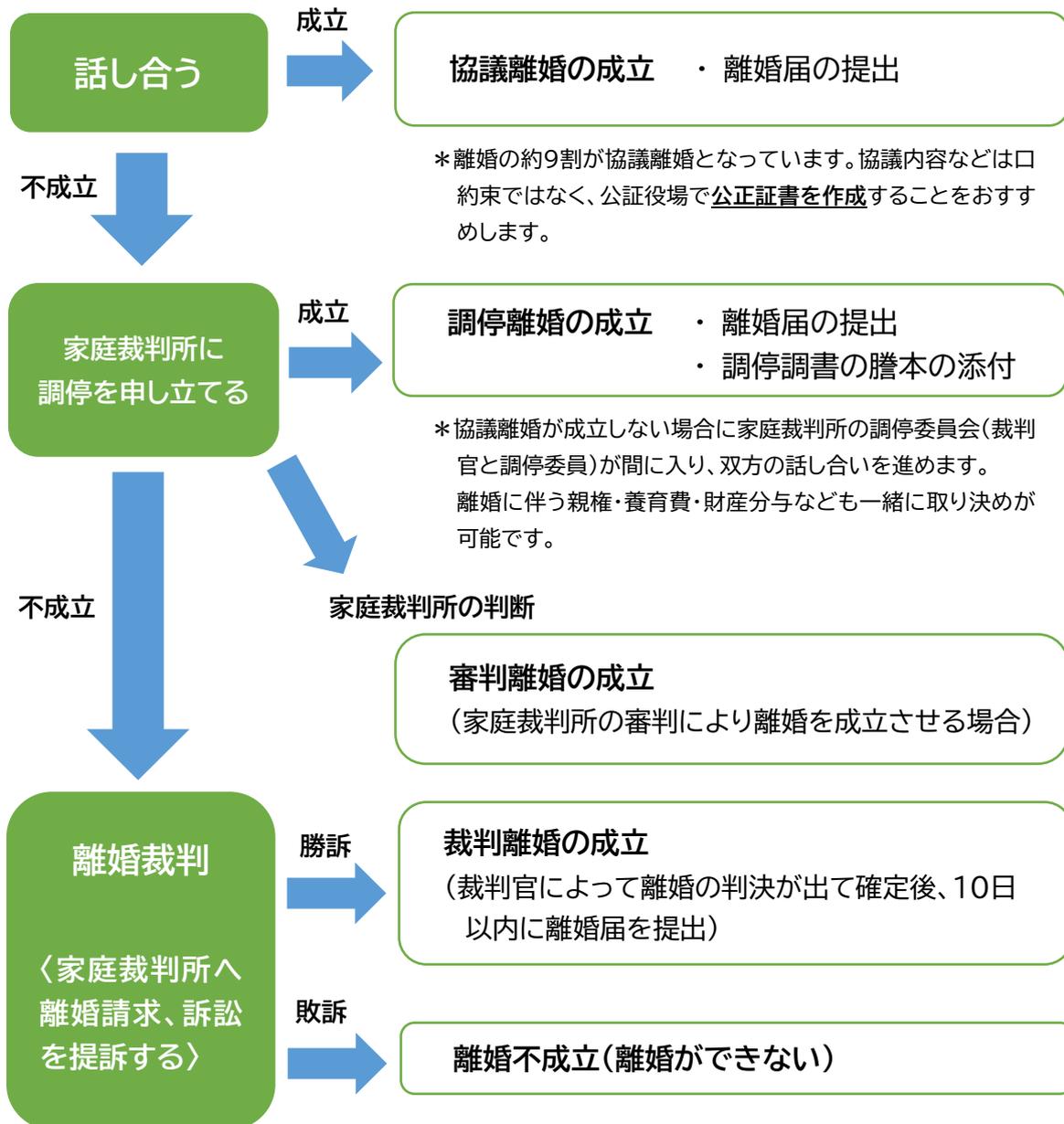
厚生年金や共済年金に加入している場合、婚姻期間中の厚生年金記録等を当事者間で分割し、年金受給額に反映させる制度です。夫婦ともに国民年金被保険者の場合は対象外となります。年金分割は、離婚後2年を経過すると請求ができなくなりますので、注意が必要です。

※P2に記載しております養育費、親子交流(面会交流)についても、離婚時に決めておくこととして必要です。

4. 離婚の流れ

夫や妻との離婚を考えた時、まずは話し合いによる離婚成立を目指します。これを協議離婚といいます。

話し合いが進まない場合やまとまらなかった場合は、調停や裁判による離婚の成立を目指すことになります。



裁判所
家事事件について



5. 未婚で出産・子育てをむかえる方へ

これから「未婚の母」になる方、未婚での出産を迷っている方に知っておいてほしいことを紹介します。

困った時は、悩まずご相談ください。

◆ 子の認知について

※認知とは・・・法律上婚姻関係にない男女の間に生まれたこどもを、自分のこどもであると法的に認めること。

認知
される



- ・子の戸籍の「父」欄に父の氏名が記載される
- ・父と子の戸籍に認知の事実が記載される

任意認知・・・父が任意に認知

裁判認知・・・父を相手とする家庭裁判所の調停手続きを利用

※胎児認知は調停や裁判を求めることはできません。

認知
されない



- ・子の戸籍の「父」欄は空欄
- ・父と子に法的な親子関係なし

◆ 養育費・親子交流(面会交流)の取り決めについて

養育費や親子交流(面会交流)等の子の監護に関して、その手続きや内容などについては認知がなくても双方の協議で取り決めることはできますが、家庭裁判所へ調停を申し立てる場合は、認知して法律上親子関係が成立していることが必要です。

※養育費の取り決めに係る公正証書等作成費用や家庭裁判所の調停申立費用等を補助する制度があります。

(養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付制度 P8に詳細)

6. 死別によりひとり親になった方へ



死別によりひとり親になった場合、大きな悲しみやショックを抱えながら、多くの手続きを行うこととなります。ひとり親になる準備をする時間もなく、これからの生活に不安を感じるかもしれません。

そのような時は、ひとりで悩まずに母子・父子自立支援員へご相談ください。



四国中央市
死亡時の手続き

7. 離婚後の手続きについて

「離婚したあとに必要な手続きが多く、驚いた。大変だった。」という声があります。
このページで離婚後に行う主な手続きを確認していただき、離婚後のスケジュールづくりにお役立てください。
なお、各手当・制度等については、「8. 主な支援制度一覧」をご参考にしてください。



ワンストップサービスが利用できます。
詳しくは担当課または所管施設へお問い合わせください。

市民窓口センター 0896-28-6013

国民年金	配偶者の扶養から出て国保に加入の場合 ※社会保険等資格喪失証明書等が必要	
国民健康保険	//	国保医療課
ひとり親医療費助成制度	所得税が非課税かつ、20歳未満の 児童がいる家庭 ※条件あり	//
こども医療費助成制度	健康保険の資格変更がある場合、届出が 必要	//
児童手当	状況により書類の提出が必要	こども家庭課
・ 子の氏の変更	家庭裁判所において「子の氏の変更許可 申立書」を提出。許可を得たあと、市役所 へ「入籍届」を提出する	松山家庭裁判所 西条支部 家事係 0897-56-0650

こども家庭課 0896-28-6027

・ 児童扶養手当	※条件あり	
----------	-------	--

保育幼稚園課 0896-28-6022

・ 保育料・副食費等の変更	※条件あり 在籍施設へ申し出及び書類の提出が必要	
---------------	-----------------------------	--

学校教育課 0896-28-6045

・ 学校への届出 ・ 就学援助制度	※就学している学校事務へ申し出が必要	
----------------------	--------------------	--

その他

・ 軽自動車の名義・住所変更	軽自動車検査協会 愛媛事務所	050-3816-3124
・ 原付自転車の名義変更	四国中央市役所 税務課	0896-28-6010
・ 普通自動車の名義・住所変更	四国運輸局 愛媛運輸支局	050-5540-2076
・ 運転免許証の変更	四国中央警察署	0896-24-0110
・ マイナンバーカード	四国中央市役所 市民窓口センター	0896-28-6013
・ 印鑑登録	// ※旧印鑑登録証は返納が必要	//
・ パスポートの記載事項変更	// ※有料	//
・ 障害福祉サービス	四国中央市役所 生活福祉課	0896-28-6023
・ 厚生年金の分割制度	新居浜年金事務所	0897-35-1300

子育て応援隊

四国中央市のホームページに、子育て情報をまとめた「子育て応援隊」ページを設けています。制度や手当、相談場所など、妊娠以後の子育てに役立つ情報をまとめているので、ぜひご活用ください。



四国中央市 HP
子育て応援隊

四国中央市
子育て応援キャラクター
ほっこりん



メモ

8. 主な支援制度一覧

主な支援制度の一覧です。詳しくはお問い合わせください。

手当

こども家庭課 0896-28-6027

児童手当

高校卒業(18歳に達する以後最初の3月31日)までの児童を養育している父母等に支給されます。離婚協議中で、配偶者と別居し生計を同じくしていない場合は、児童と同居している人に支給できる場合があります。また、配偶者からの暴力を理由に別居している場合も受給者を変更できる場合があります。



児童扶養手当

父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障がいの状態にある児童、あるいは父や母に代わってその児童を養育している方などに対し、児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するために支給される手当です。



特別児童扶養手当

児童の健やかな成長を願って、身体や精神に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を監護している父もしくは母、または養育者に対し支給される手当です。



災害遺児福祉手当

交通災害、労働災害、天災等により、生計を維持していた者が死亡または障がいとなった児童の保護者に対し支給される手当です。



助成

特定者用定期乗車券制度

こども家庭課 0896-28-6027

児童扶養手当の受給者の方またはその方と同一世帯の方がJRの通勤用定期乗車券を3割引で購入できる制度です。学割等の割引制度との併用はできません。

就学援助制度

学校教育課 0896-28-6045

経済的な理由によって、就学が困難な児童及び生徒について、学用品等の援助を行い、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とした制度です。在学を經由して申請してください。



養育費確保

こども家庭課 0896-28-6027

養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付制度

養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図るため、公正証書等の作成に要する費用(公証人手数料、家庭裁判所の調停申し立て又は裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用及び連絡用の郵便切手代)を補助します。



※上限:補助対象経費の合計額と4万3千円とのいずれか少ない額



制度を利用するためには事前相談が必要です。

母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭の母及び父子家庭の父(20歳未満のお子さんを扶養している配偶者のいない方)や父母のいない20歳未満の子及び寡婦の方が、経済的に自立した生活を目指すために、就学支度資金、修学資金、修業資金、生活資金、事業資金などを低利又は無利子で借りられる制度です。



自立支援教育訓練給付金支給制度

母及び父が主体的に能力開発に取り組むことを支援することにより、自立の促進を図るため、就職に必要な教育訓練を受ける費用の一部を支給する制度です。厚生労働大臣が指定する講座等が対象となりますが、雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格について確認が必要です。



高等職業訓練促進給付金支給制度

母及び父の資格取得を促進することによって生活基盤の安定を図るため、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、調理師、美容師などの専門的な資格の取得を目指して専門学校等に通う場合に、生活費相当額を助成する制度です。また高等職業訓練促進資金について無利子で貸付を受けることができます。



母子・父子自立支援プログラム策定事業

自立及び就労に意欲のあるひとり親家庭の親等に対し、個々の状況やニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、就労への支援を行います。履歴書の記入方法や面接のノウハウ、適職のアドバイスなど、母子・父子自立支援員が具体的な指導を行い、就業の手助けをおこないます。

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金制度

高等学校を卒業していない母又は父及びその児童が、学び直しにより自立や生活の安定を図るため高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に、受講費用の一部を助成する制度です。受給対象者は、高等学校等就学支援金制度の支給対象者ではない方で、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められるなどの要件に該当する方となります。



ひとり親家庭医療費助成制度

母子・父子家庭等の方が、病気やけがのために病院などの保険医療機関で診療を受けた場合に、医療費のうち保険適用分の自己負担額が助成される制度です。所得税非課税世帯などの認定要件があるため、事前にお問い合わせください。



こども医療費助成制度

国民健康保険や社会保険に加入している0~18歳(高校修了まで)の児童について、保険医療機関等で診療を受けた場合に、保険診療が適用された医療費等の自己負担の一部について助成が受けられる制度です。



税法上のひとり親・寡婦

ひとり親で、所得が一定水準以下の場合など要件に当てはまる場合は、所得税や住民税が課税されない、または減額される場合があります。ひとり親控除の適用を受けるためには、年末調整や確定申告又は住民税申告で申告が必要です。



その他

高等学校等就学支援金制度

国の授業料支援です。国公立を問わず、一定所得未満の世帯に就学支援金が支給されます。入学時など手続きが必要な時期に学校から案内があります。



高校生等奨学給付金

授業料以外の教育費負担を軽減する為、高校生等がいる低所得世帯を対象に支援を行う制度です。授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費、修学旅行費等になります。毎年7月頃に手続きが必要です。



奨学金

経済的な理由により、修学が困難な方に奨学金制度があります。

- ・公益財団法人川之江奨学会
- ・公益財団法人伊予三島奨学会
- ・愛媛県奨学資金制度



川之江奨学会



伊予三島奨学会



愛媛県

高等教育の修学支援新制度

大学、短期大学、高等専門学校、専門学校に在学する一定所得未満の世帯に対し、授業料・入学金の免除または減額(授業料等減免)や、給付型奨学金の支援があります。



日本学生支援機構奨学金

経済的な理由により、教育を受けることが困難な状況にある大学・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)及び大学院に在学する者に対し、奨学金を貸付けます。奨学金の種類は第一種奨学金(無利息)、第二種奨学金(有利息)があります。



教育一般貸付(国の教育ローン)

日本政策金融公庫が取り扱う、学校納付金(入学金、授業料、施設設備費など)、受験にかかった費用(受験料、受験時の交通費・宿泊費など)、住居にかかる費用(アパート等の敷金・家賃など)、教科書代、教材費、パソコン購入費、通学費用、修学旅行費用などの貸付です。



生活福祉資金貸付制度

失業、生業、病気や修学などで資金が必要であり、他の貸付制度を利用できない方、低所得世帯、障がいのある方がいる世帯及び日常生活上療養又は介護を要する65歳以上の高齢者がいる世帯が利用できる貸付制度です。



9. 相談窓口一覧

 制度を利用するためには事前相談が必要です。

こどもに関する法的な手続きの相談

松山地方裁判所 西条支部(家事係)	0897-56-0650
新居浜公証役場	0897-35-3110
養育費等相談支援センター	03-3980-4108

こどもの保育・教育について

※ 利用するには登録が必要です。

保育園・幼稚園・認定こども園 (保育幼稚園課)	0896-28-6022	
一時預かり ※ 実施施設に指定があります。	 四国中央市 一時預かり	
病(後)児保育ルーム エミリア (ふじえだファミリークリニック内)	エミリア 0896-23-5925	こども家庭課 0896-28-6027
放課後児童クラブ (みしま児童センター)	0896-28-6072	

子育て・発達・成長の相談

こども家庭センター (こども家庭課) (保健推進課)	0896-28-6027 0896-28-6054
子ども若者発達支援センター「Palette」(発達支援課)	0896-28-6029
東予子ども・女性支援センター (東予児童相談所)	0897-43-3000

就労・失業・職場の悩みごとなどの相談

ハローワーク四国中央	0896-24-5770
------------	--------------

DV・借金・一般的な法律などの相談

四国中央市 市民くらしの相談室	0896-28-6143
四国中央警察署	0896-24-0110
法テラス愛媛 日本司法支援センター	0570-078-396

その他

四国中央市 ファミリーサポートセンター 一時的又は臨時的な子どもの送迎・あずかりなど	0896-28-6150
四国中央市 基幹相談支援センター 障がい全般に関する総合的な相談	0896-28-6154
四国中央保健所 難病、精神保健・福祉に関すること	0896-23-3360

令和5年7月 発行
令和6年10月 改訂
令和7年7月 改訂